

# 教団の責任を認めた判決の概要

## 不法行為責任 (709条)

献金勧誘行為の違法性(東京高等裁判所平成28年6月28日判決 確定)  
献金勧誘行為および無償労働行為の強制の違法性(東京高等裁判所平成29年12月26日判決)

## 使用者責任 (715条)

献金勧誘行為の違法性(福岡高等裁判所平成8年2月19日判決 確定)  
献金勧誘行為の違法性(東京高等裁判所平成10年9月22日判決 確定)  
献金勧誘行為の違法性(大阪高等裁判所平成11年6月29日判決 確定)  
献金勧誘行為の違法性(高松地方裁判所平成8年12月3日判決 和解)  
献金勧誘及び物品販売行為の違法性(仙台高等裁判所平成13年1月16日判決 確定)  
いわゆる靈感商法の手口による物品販売行為などの違法性(福岡高等裁判所平成13年3月29日判決 確定)  
いわゆる靈感商法の手口による販売行為の違法性(東京高等裁判所平成12年10月30日判決 確定)  
伝道の手口と献金勧誘の手口の違法性(広島高等裁判所岡山支部平成12年9月14日判決 確定)  
借入させていた資金を交付させる手口の違法性(甲府地方裁判所平成13年6月22日判決 和解)  
伝道の手口の違法性(札幌高等裁判所平成15年3月14日判決 確定)  
献金勧誘、物品販売行為の違法性(大阪地方裁判所平成13年11月30日判決 和解)  
伝道の手口、合同結婚式勧誘の違法性(東京高等裁判所平成15年8月28日判決 確定)  
献金勧誘、物品販売行為の違法性(京都地方裁判所平成14年10月25日判決 和解)  
統一協会における伝道の手口の違法性(東京高等裁判所平成16年5月13日判決など 確定)

統一協会における伝道の手口の違法性(大阪高裁平成15年5月21日判決 確定)  
献金勧誘、物品販売行為の違法性(大阪地方裁判所平成15年6月26日判決 和解)  
献金勧誘及び物品販売行為の違法性(東京高等裁判所平成19年7月12日判決 確定)  
献金勧誘、物品販売行為の違法性(東京地方裁判所平成19年5月29日判決 和解)  
献金勧誘及び物品販売行為の違法性(東京高等裁判所平成20年9月10日判決 確定)  
献金勧誘及び物品販売行為の違法性(東京地方裁判所平成21年12月24日判決)  
物品販売及び献金勧誘行為の違法性(福岡高等裁判所平成23年1月21日判決 確定)  
献金勧誘及び物品販売行為の違法性(東京高等裁判所平成23年11月16日判決 確定)  
親族の資金を含む献金勧誘の違法性(福岡高等裁判所平成24年3月16日判決 確定)  
統一協会における伝道の手口の違法性(札幌高等裁判所平成25年10月31日判決 確定)  
献金勧誘行為の違法性(東京高等裁判所平成27年3月26日判決 確定)  
献金勧誘行為の違法性(札幌高等裁判所平成27年10月16日判決 確定)  
献金勧誘行為の違法性(東京高等裁判所令和2年12月3日判決 確定)

出典：全国靈感商法対策弁護士連絡会資料等にもとづき長妻事務所作成  
出典資料をもとに長妻事務所でパネル作成

# 岸田首相答弁

(2022年10月19日 参議院予算委員会)

「行為の組織性や悪質性、継続性などが明らかとなり、宗教法人法の要件に該当すると認められる場合には、**民法**の**不法行為**も入りうる。」

# 解散命令請求の条文にある「法令に違反」の解釈 (教団に対する責任)

～2022.10.18 まで  
刑事的責任のみ

0件



2022.10.19～  
民事的責任も含まれる

2件？

(不法行為 民法709条)

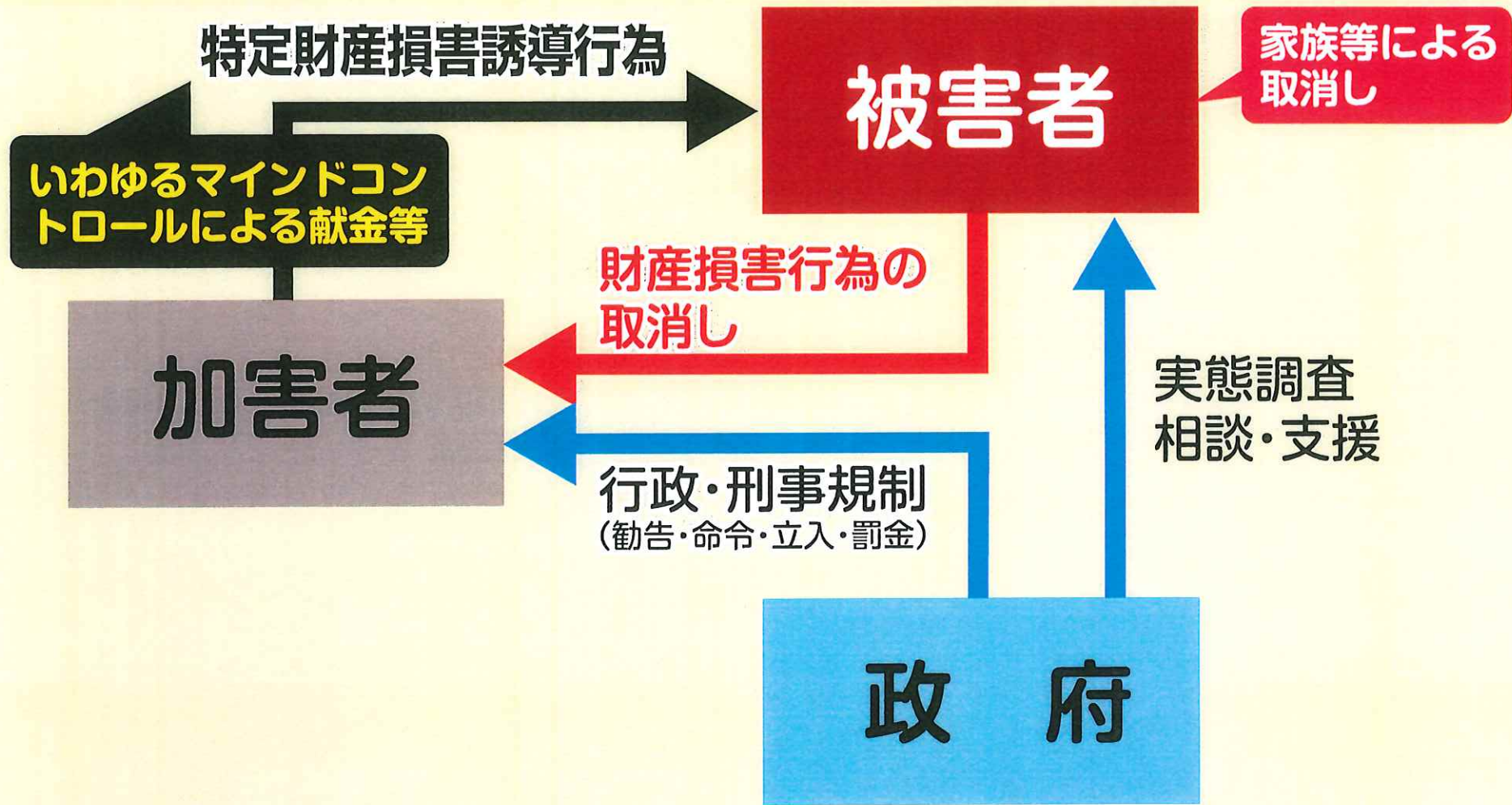
27件？

(使用者責任 民法715条)

出典：岸田首相の国会答弁及び全国靈感商法対策弁護士連絡会資料等  
にもとづき長妻昭事務所作成

出典資料をもとに長妻事務所で作成

# 悪質献金被害救済法案



(出典)特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案

令和4年10月24日 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

パネルの写し

出典資料等をもとに長妻昭事務所で資料及びパネル作成

# 悪質献金被害防止・救済法案 立憲民主党・日本維新の会・社会民主党 提出

## 【特定財産損害誘導行為】

### ◎手段の悪質性

⇒違法または著しく不当な行為

人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる行為

### ◎結果の重大性

⇒財産に著しい損害を生じさせる  
利益供与の誘導行為

- 一 次に掲げる方法により、人に著しい不安又は恐怖を与える行為
  - イ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段を用いること。
  - ロ 靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままではその人に重大な不利益を与える事態が生じる旨を示すこと。
- 二 その所属する組織、働きかけの目的等を告知しないこと等による注意力の低下に乗じる等心理学に関する知識及び技術をみだりに用い、又は人の知慮浅薄若しくは心神耗弱に乗じて、その人の心身に重大な影響を及ぼす行為

出典：悪質献金被害防止・救済法案  
出典資料をもとに長妻事務所で資料及びパネル作成